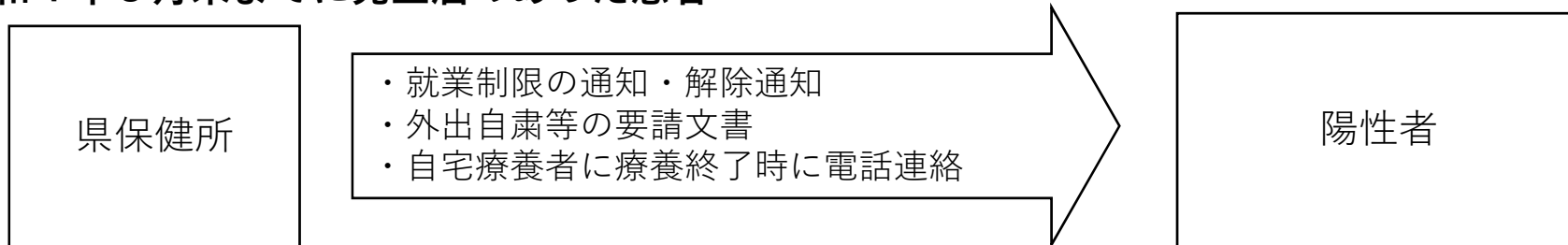


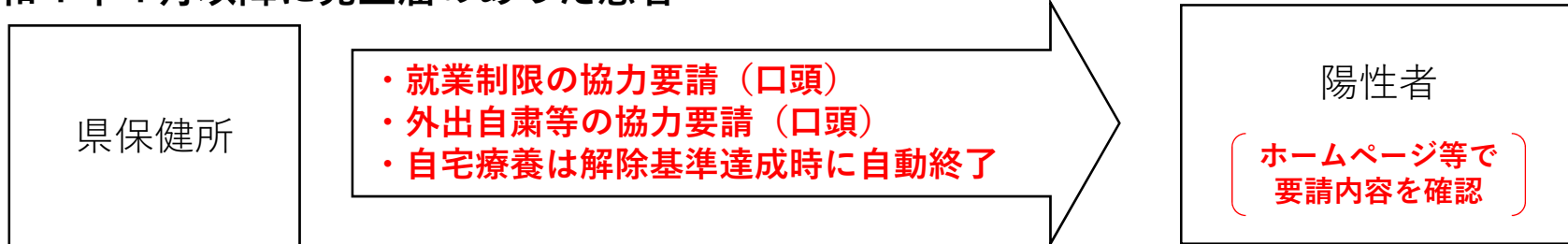
就業制限通知等について

- 就業制限等について協力が得られる場合は、感染症法に基づく「就業制限の通知・解除通知」及び「外出自粛等の要請文書」は、令和4年4月から原則発行しません。
- 自宅療養者は、療養解除の基準（発症日から10日間経過等）に達した場合には、令和4年4月からは療養を自動的に終了することとし、県保健所から改めて終了連絡は行いません。

<令和4年3月末までに発生届のあった患者>



<令和4年4月以降に発生届のあった患者>



- 保険請求のために宿泊療養又は自宅療養の証明を求められた場合は、県保健所から療養期間が確認できる通知を発行します。

<ご注意ください>

- 感染者も濃厚接触者も、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に宿泊・自宅療養証明や陰性証明を提出する必要はありません。
- 医療機関や保健所への各種証明の請求については厳にお控えください。